

委託業務仕様書

1 委託業務の名称

テレビ番組による温泉プロモーション委託業務

2 委託業務の目的

本県の観光資源である「温泉」の魅力を広く周知するため、関東圏の温泉ファンを主要ターゲットとした地上波で放送されるテレビ番組（以下「テレビ番組」という。）の制作及び放送を通して、本県への旅行意欲の喚起を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

4 委託業務の内容

(1) テレビ番組の制作及び放送

- ・ 大分県内の温泉を中心とするコンテンツを取材し、テレビ番組を制作すること。なお、制作するテレビ番組は2コンテンツ以上とし、当該2コンテンツは30分程度のものとする。
- ・ 制作したテレビ番組は、関東圏域を中心に放送すること。なお、放送日については令和8年9月30日までとする。
- ・ 放送したテレビ番組は動画化し、本県による二次利用が可能なものとする。なお、二次利用が可能な期間は3箇月以上とする。
- ・ 制作するテレビ番組（当該2コンテンツのうち1種類）には、本県が指定する者を出演させることとし、当該者の出演経費として、550,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）を計上すること。
- ・ 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(2) 熱海での温泉PRイベントにおける取材及び紹介

- ・ 本県が令和8年5月24日に実施予定としている「熱海での温泉PRイベント」を取材し、紹介すること。

(3) その他

- ・ 業務工程表を作成すること。
- ・ 業務実施体制表を作成すること。
- ・ (1)及び(2)に付随する業務を実施すること。

5 成果物の提出

業務完了後、履行期間内に以下に掲げるものを成果物として納品すること。

- (1) 成果物
 - ① 業務実施報告書
 - ② 動画化したテレビ番組を二次利用する際に要する電子情報
- (2) 納期
 - ・ ①については、令和9年1月29日までとする。
 - ・ ②については、令和8年10月1日までとする。

6 成果物の著作権等

- (1) 5(1)に記載する成果物の著作権、所有権及び利用権は、原則として委託者に帰属すること。また、事前連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、委託者に帰属することができない相当の理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 5(1)に記載する成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (3) 5(1)に記載する成果物の著作権、所有権及び利用権は、委託者に無償で譲渡するものとする。

7 再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に委託者と協議し、書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。

8 機密保持及び個人情報保護

本業務を通じて取得した機密情報及び個人情報については、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

9 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者等と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って作業を進めること。
- (2) 本業務の実施に当たり、使用する画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務の実施に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担すること。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受

託者で協議して決定する。

- (5) 本業務の実施体制について、業務全体を統括するための責任者を置くこと。統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制を作成し、委託者へ提出すること。
- (6) 本委託業務仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議し、その指示に従うこと。